

ハンセン病元患者の家族に対する補償等に関する 基本方針（骨子案）

令和元年 10 月 24 日

一 ハンセン病元患者の家族に対する補償立法（新法の制定）

1 趣旨

対象者がこれまでに被った精神的苦痛を慰謝するための補償金の支給に関し必要な事項等を定めるものとする。

2 対象者

平成 8 年 3 月 31 日までの間（らい予防法が廃止されるまでの間）にハンセン病の発病歴のある者（以下「元患者」という。）と次に掲げる親族関係にあった者であって、この法律の施行の日において生存しているもの

- ① 配偶者（事実婚を含む。）
- ② 血族である親・子
- ③ 1 親等の姻族（子の配偶者・養子でない連れ子等）であって、元患者と同居していたもの
- ④ 血族である兄弟姉妹
- ⑤ 2 親等の姻族（配偶者の兄弟姉妹・兄弟姉妹の配偶者・孫の配偶者等）であって、元患者と同居していたもの
- ⑥ 3 親等内の血族（孫・おい・めい等）であって、元患者と同居していたもの

- ※ 1 元患者について、ハンセン病療養所への入所歴の有無は問わない。
地裁判決で「入所歴」が評価されなかった（i）昭和 35 年以前、（ii）昭和 47 年以前の沖縄、（iii）入所後にも家族と時々面会があった場合も、その発病歴を評価する。
- ※ 2 元患者及び対象者について、元患者の発病から平成 8 年 3 月 31 日までの間に本邦に居住歴があることを要する。対象者については、その間に元患者と親族関係を有していたことを要する。
- ※ 3 差別の認識時期等の主観的な要素は問わないため、地裁判決で棄却された 20 名についても対象となる。
- ※ 4 事実婚により、上記の姻族関係と同等の関係が生じていた場合（事実婚の配偶者の連れ子等）を含む。
- ※ 5 「同居」とは、生活の本拠を同一にしていたことを意味し、休暇時の帰省等の一時的な滞在は含まない。
- ※ 6 戦前の台湾、朝鮮等も「本邦」と同様の取扱いとする。

3 補償金の支給

(1) 対象者には、「2 対象者」において①から⑥までに列記された親族関係の類型ごとに、次に掲げる額の補償金を支給する。

①～③：180万円

④～⑥：130万円

- ※ 次の場合には、補償金の支給について調整を行う。
- ・ 元患者として平成 13 年補償法に基づく補償金や和解一時金を受けた場合…支給しない。
 - ・ 対象者の家族の中に複数名の元患者がいる場合…複数名分を重複して支給しない。
 - ・ 同一の事由について損害賠償等を受けた場合…損害賠償等の額（遅延損害金・弁護士費用の額を除く。）の分については支給しない。

(2) 対象者が、補償金の請求をした後に死亡した場合であって、その者が受けるべき補償金があるときには、その者の配偶者等で死亡時に生計同一であった遺族に支給し、かかる遺族がないときは相続人に支給する。

4 権利の認定

(1) 厚生労働大臣は、補償金を受給しようとする者の請求に基づき、支給を受ける権利の認定を行い、当該認定を受けた者に対し、補償金を支給する。

(2) 請求期限は、施行の日から 5 年以内とする。

- ※ 請求期限については、この法律の施行後における請求の状況を勘案し、必要に応じ、検討が加えられるものとする。

(3) 認定に当たっては、家族の過去の補償金等の受給歴、療養所の患者台帳や診療録、戸籍等の関係する書類により、請求者が 2 の対象者に該当することを確認する。これらの書類等により確認できない場合、厚生労働大臣は、当該請求の内容に関し、外部有識者からなるハンセン病元患者家族補償金支給認定審査会〔仮称〕（以下「認定審査会」という。）に審査を求めなければならない。

- ※ 認定審査会における判断に当たっては、関係者の証言や供述等の内容が、当時の社会状況や請求者が置かれていた状況、収集した資料等から考えて「明らかに不合理ではなく、一応確からしいこと」を基準とする。

(4) 厚生労働大臣及び認定審査会は、必要があると認めるときは、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

(5) 厚生労働大臣は、認定審査会に審査を求めた場合には、その審査の結果に基づき認定を行う。

5 支給手続等についての周知、相談支援等

国は、対象者に対し補償金の支給手続等について十分かつ速やかに周知するための措置を適切に講ずるとともに、相談支援その他請求に関し利便を図るための措置を適切に講ずるものとする。

6 受給権の譲渡の禁止等

補償金の受給権の譲渡の禁止等、公租公課の禁止、不正利得の徴収等の規定を設ける。

7 名誉の回復及び福祉の増進

名誉の回復及び福祉の増進に関する規定を設ける。

※ 偏見差別の解消に向けては、二において名誉の回復等の対象に家族を追加するとともに、具体的な取組みについて別途検討する。

※ なお、法施行前に死亡した原告については、訴訟を通してハンセン病元患者の家族の問題の解決を促したことに鑑み、特にこれに敬意を表し、ねぎらい、いたわる等のため、「名誉回復特別一時金」（仮称）を支給する（関係の規定は省令における措置を想定。）。

二 ハンセン病問題の解決の促進に関する法律の一部改正

1 名誉の回復等の規定への家族の追加

これまで「ハンセン病の患者であった者等」を対象としていた以下の諸規定にハンセン病の患者であった者等の「家族」を新たに対象として追加する。

- ① 前文・趣旨
- ② 基本理念（被害を可能な限り回復すること、差別の禁止）
- ③ 国・地方公共団体の責務（福祉の増進等を図るための施策の策定実施）
- ④ 関係者の意見の反映のための措置（協議の場を設ける等）
- ⑤ 相談及び情報の提供等（家族関係回復のための支援）
- ⑥ 名誉の回復（ハンセン病の歴史に関する正しい知識の普及等）

2 医療及び介護に関する体制充実の明記

今般医師の兼業に関する特例を定めること（後掲3参照）及び入所者の高齢化に伴い介護体制の充実強化に引き続き取り組んで行くことを踏まえ、国立ハンセン病療養所における医療及び介護に関する体制について、充実に努める旨の改正を行う。

※ 条文イメージ（第11条第1項関係）

国は……国立ハンセン病療養所における医療及び介護に関する体制の整備及び充実のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 医師の兼業に関する特例

国立ハンセン病療養所に勤務する医師の人材確保のため、国家公務員法の特例を設け、医師の兼業に係る規制を緩和する。

※ ハンセン病対策議員懇談会での御意見を踏まえ、矯正医官と同様の特例を講じるものとする。